

○ 個別的労使紛争の処理に関する実施要領

平成 13 年 7 月 17 日	岡山県地方労働委員会	制定
平成 16 年 12 月 22 日	岡山県地方労働委員会	改正
平成 18 年 11 月 24 日	岡山県労働委員会	改正
平成 19 年 5 月 10 日	岡山県労働委員会	改正
平成 26 年 11 月 18 日	岡山県労働委員会	改正
令和 3 年 3 月 24 日	岡山県労働委員会	改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、個別的労使紛争の処理に関する要綱（平成 13 年岡山県地方労働委員会告示第 4 号。以下「要綱」という。）に基づいて岡山県労働委員会（以下「委員会」という。）が行う相談及びあっせんに関し、必要な事項を定める。

(申請の申出)

第 2 条 紛争当事者から相談又はあっせん（以下「相談等」という。）申請の申出があった場合は、委員会事務局職員が事情を聴取し、問題点を整理した上で、必要に応じて法令等の情報提供、助言、適切な機関の紹介等を行う。

(相談等の申請)

第 3 条 要綱第 2 条第 1 項の紛争当事者からの申請は、直接委員会事務局に提出する方法に限るものとし、同条第 2 項の所定の申請書は、様式第 1 号とする。

2 申請書受付後、要綱第 3 条又は第 4 条第 2 項の規定により会長がその申請に対し相談等に応ずることが適当であると認めたときは、相談等の日時、場所を申請者に連絡する。

3 申請書受付後、会長がその申請に対し相談等に応ずることが適当でないと認めたときは、その理由を申請者に連絡する。

4 相談等の申請を行った者は、様式第 2 号により当該申請を取り下げることができる。

(相談等の対象)

第 4 条 要綱第 3 条及び第 4 条第 2 項の会長が適当と認めるときとは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 申請の内容が、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争に関するものであり、労働者が使用者から処分等を受け、その処分等について労働者が納得せず、労働者と使用者とが現に対立している状態にある場合。ただし、次に掲げる紛争を除く。

イ 申請の内容が、解決不可能であることが明らかな紛争

ロ 裁判所において係争中の紛争又は民事調停の手續が進行中の紛争

ハ 判決が確定し、又は民事調停若しくは裁判上の和解が成立した紛争

ニ 他の機関において個別的労使紛争解決制度の手續が進行している紛争又は解決した紛争

(2) その他会長が必要と認める紛争である場合

(相談員及びあっせん員)

第5条 要綱第3条の別に定める相談員候補者名簿は、労働関係調整法第10条に定めるあっせん員候補者名簿のとおりとする。

2 要綱第3条の会長による相談員の指名及び要綱第4条第2項の会長によるあっせん員の指名は、原則として前項の名簿の中から公益委員、労働者委員及び使用者委員各1名の計3名の委員を指名して行う。

(あっせん員の任務)

第6条 要綱第4条の規定によるあっせんにおいて、あっせん員は双方の主張の要点を確かめ、実情に即して紛争が解決されるよう努める。

(あっせん案の提示)

第7条 あっせん員は、当事者にあっせん案を提示することができる。

(あっせんの打ち切り)

第8条 あっせん員は、紛争が解決される見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。